

1 地方独立行政法人となって

「大阪府立食とみどりの総合技術センター(水生生物センター含む)」「大阪府立水産試験場」「大阪府環境情報センター」の3試験研究機関は2007[平成19]年4月に統合され、2012[平成24]年4月に地方独立行政法人となりました。統合の経緯については、第4章の「試験研究機関の統合、そして地方独立行政法人へ」で詳述していますが、研究所全体の業務調整や企画・広報を担う部門として、経営企画部が設置されました。

2012[平成24]年度	経営企画部
2013[平成25]年度 ～2015[平成27]年度	経営企画室 ※総務部を統合
2016[平成28]年度 ～2017[平成29]年度	経営企画室 研究支援室
2018[平成30]年度～	企画部 ※経営企画室と研究支援室を統合 ※総務部門が独立して総務部に

従前と地方独立行政法人化後の大きな違いとしては、地方独立行政法人法に基づき「法人」として定款などで目的、業務範囲や資本金等を定め、自主性のある業務運営や予算執行が可能となったことが挙げられます。

また、設立団体の長である大阪府知事が定めた「中期目標」を受け、「中期計画」「年度計画」を策定して業務を遂行し、その業務について評価を受けることになったことも、大きな意識の転換のひとつとして挙げられるでしょう。

民生活の向上に寄与することを目的とする。

第3条 法人の設立団体は、大阪府とする。

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境、農林水産業及び食品産業に関する調査、試験研究及び技術開発並びに緊急時において、大阪府からの要請に基づき、必要な支援を行うこと。
- (2) 前号に掲げる業務に関する普及、技術支援及び人材育成を行うこと並びに試験及び分析の依頼に応じること。
- (3) 試験機器等の設備及び施設の提供を行うこと。
- (4) 前号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

年度計画や評価結果についてはこちら

研究所ウェブページ

「法人基本文書・目標・計画・実績」



<http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/shokai/kitei.html>



地方独立行政法人化当初、年度及び中期目標期間に係る業務実績については、大阪府が設置する「大阪府地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会」により評価を受けました。評価委員会は研究分野に係る学識経験者のみならず、財務のスペシャリストや事業者団体の代表者で構成されており、幅広い見地から様々なご意見を頂戴することで、私たちの視野は大きく広がりました。

なお法改正により、2018[平成30]年度以降は評価委員会ではなく設置者である大阪府知事による評価を受けることとなりましたが、中期目標の達成状況に係る評価等については引き続き評価委員会の意見を踏まえることとされています。

地方独立行政法人法（抜粋）

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(略)が設立しようとする場合にあっては総務大臣(略)の認可を受けなければならない。

環農水研の定款（抜粋）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果活用等を行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府

地方独立行政法人法（2018[平成 30]年以降）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。（略）

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。（略）

2～4 （略）

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（略）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。（略）

2 （略）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2～3 （略）

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の

結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 地方独立行政法人化後の業務と評価

我々は大阪府立の公設の試験研究機関であり、地方独立行政法人化後も当然ながら、その使命を引き継いでいます。定款にある「豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与する」ことを常に念頭に置き、日々の業務を行っています。

第1期においては、中期計画にて「農林水産業の6次産業化の促進支援」「新たな環境汚染への対応」「生物多様性の保全」などを研究所の業務として位置付け、地域に根ざした専門家集団として様々な課題を解決してきました。

評価委員会でも、調査研究の実施については「安全・安心な特産農産物生産を目指した総合的作物管理（ICM）技術」や「都市域におけるバイオマスの地域循環システム」の成果が顕著なこと、また研究業務の質的向上については「外部研究資金の応募数」や「事業者・行政からの評価について数値目標を高いレベルでクリアしている」ことなどが特筆すべき取組として挙げられ、「全体として中期目標を十分に達成している」旨の高い評価を受けました。

第2期中期目標期間の最終年度にあたる2019[令和元]年度は、1919[大正8]年に設立された大阪府立農事試験場を前身とする研究所にとって創立100周年を迎える年にあたります。

研究所が更に発展していくため、中期目標では「環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関としての長を活かすとともに、長期的展望に立った先駆的な技術開発を進めることで、府内外における信頼と存在感を高めていく」ことが必要とされました。「事業者・行政・地域社会に対して存在感のある研究所」を念頭に、分野の垣根をこえ、まさに「総合研究所」の強みを生かした調査研究を推進しているところで

第2期中期計画では、戦略研究課題として「府域の

地球温暖化対策(緩和策・適応策)に関する調査研究]、「6次産業化など、農林水産業及び食品産業の発展のための研究開発から製品化・商品化、そしてブランド化までの総合的支援」を掲げ、新たに整備した「ぶどう・ワインラボ」「ぶどう新ほ場」などを活用して、技術の開発や普及に取り組みました。

評価委員会では、第1期に引き続き、第2期の見込み評価においても「全体として目標を十分に達成する見込みである」と評価されました。大阪産(もん)を使った6次産業化事業者の製品化・商品化の支援継続や大阪オリジナルブドウ品種「ポンタ」の品種登録、小型イチジク「宝石フィコ」の商標登録、さらに、ぶどう生産・ワイン醸造の技術開発、アメリカミズアブによる食品廃棄物処理と次世代タンパク資源生産の技術開発など、これまで着手した取組をさらに進めたこと、モモ・ウメ・サクラを食害する特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」に対して先駆的に被害拡大防止のための手引書や動画を作成したこと、生物多様性の保全と利活用に関する取組等をあらゆる機会をとらえて情報発信してきたことなどが高く評価されました。



評価委員会の開催風景

3 外部有識者からのアドバイス (研究アドバイザリー委員会)

自律的な業務運営を実現するため、研究所が実施する調査研究については、外部研究資金の活用が求められます。

外部有識者からの意見は、従前から機会を設けて頂戴していたところですが、地方独立行政法人化に際して改めて「研究アドバイザリー委員会」を設置しました。現在は年2回開催し、外部研究資金の獲得や職員の研究スキルアップに着目してアドバイスをいただ

いています。

委員より紹介いただいた各研究分野の専門家から事前に助言を受ける制度を設けるなど、応募課題を効率的にブラッシュアップしたところ、特に文部科学省の科学研究費については採択率が飛躍的に向上しました。

また、外部有識者から高評価を得た課題については、外部研究資金の採択にかかわらず研究所内で資金を配当して早期の研究着手を促すなど、研究の加速化を図る制度も創設し、職員のモチベーション向上に努めているところです。

4 「地域社会に開かれた知と技術の拠点」として

人口減少・少子高齢化社会の到来による生活スタイルの変化や、食の安全安心に対する府民ニーズの高まりなど、研究所を取り巻く情勢は時々刻々と変化しています。また、いま時代は、情報が融合し新たな価値を生む社会である Society5.0(※)に突入しようとしています。人間の能力を超えたAIが膨大な知識や情報を解析し、その結果が人間にフィードバックされることが一般化し、新たな価値が産業や社会にもたらされることとなるでしょう。

※Society 5.0とは

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のことです。

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society 5.0で実現する社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。

【出典・内閣府ウェブページ】

これらの社会情勢を踏まえ、2015[平成27]年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための

2030 アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標 (SDGs)などを踏まえつつ、大阪府より2020[令和2]年度からの新たな中期目標が示されました。いよいよ、第3期中期目標期間が始まります。

大阪府が定めた第3期中期目標 (抜粋)

【第3期・2020[令和2]～2023[令和5]年度】

府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 技術支援の実施及び知見の提供
事業者に対する支援、行政課題への対応、地域社会への貢献
- 2 技術支援の質的向上
技術的ニーズの把握と知見の集積・協働の推進、質の高い調査及び試験研究の実施、調査研究成果の活用、
- 3 地域社会における先導的役割の発揮

業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 組織・業務運営の改善
- 2 業務の効率化
- 3 施設・設備機器の整備

財務内容の改善に関する事項

その他業務運営に関する重要事項

- 1 法令の遵守
- 2 労働安全衛生管理
- 3 環境に配慮した業務運営

新たな中期目標では、経営の自律を図りつつ、SDGsやSociety5.0の理念を念頭に、環境・農林・水産・食品の4分野がシナジー効果を発揮して「地域社会に開かれた知と技術の拠点」としてさらに発展させるという新たなコンセプトが掲げられています。

研究所が調査研究や技術開発のハブ(中心拠点)としての役割を果たせるよう、その研究力・技術力を高め、事業者・行政・地域社会への貢献に努めてまいります。

地域社会から研究所へのニーズに機敏に対応できる体制構築を目指し、第3期中期目標期間である2020[令和2]年度からの4年間で重点的に取り組む課題の検討にあたっては、各業務・研究分野の担当者からの提案を踏まえ、段階的な議論を繰り返し、最終的に理事長を含む役員を交えた幹部会議で意思決定する仕組みを取り入れました。トップダウン型ではなく、

ボトムアップ型の意思決定とすることにより、職員にとってもモチベーション向上や経営への参画意識の醸成に繋がると考えています。

なお、このように定めた10項目の重点的テーマのベースとなった「20年先の研究所のありたい姿」については、その思いなどを第5章「これからの研究所」に詳述しています。

今後もそれぞれのテーマについては、ベクトルの方向や長さ(強さ)を幹部会議などを通して共有し、進捗管理の透明性・公正性を担保しつつ、相互に切磋琢磨できる雰囲気や法人運営に根付かせたいと考えています。研究所はこれらを原動力とし、先駆的・先導的な業務・調査研究を進めていくとともに、府施策の方向性を見据えつつ、さらなる自律性の向上を目指す所存です。

第3期中期目標期間の重点的テーマ (10項目)

- 気候変動適応の研究と情報発信
- 生物多様性の保全と利活用に関する研究と情報発信
- 大阪発スマート農業の実現に向けた技術開発
- バリューチェーン全体を高度化する食品加工・評価技術の開発
- 新たな水産資源調査手法と増殖技術の開発
- 新たな昆虫利用技術の開発
- ぶどう生産とワイン醸造の技術開発
- 有害化学物質リスクへの対応技術の確立
- 農家実習を重視した農大新カリキュラムの設置
- ハートフル農業指導者の養成

これからも、私たちは取組の成果を大阪・全国・世界へと発信し、環境・農林・水産・食品分野のさらなる発展を目指します。次の100年間の更なる躍進のため、府民の皆様、事業者の皆様とともに、弛まない向上心と探求心をもって課題解決に取り組んでまいります。

(筆・岡田 清嗣)